

定 款

電 源 開 発 株 式 会 社

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、電源開発株式会社と称し、英文では、Electric Power Development Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、国内及び国外において、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気及び熱の供給に関する事業
- (2) 石炭、可燃性ガス、石油代替エネルギー等のエネルギー資源の開発、採掘、製造、加工、貯蔵、売買及び輸送
- (3) 電気通信に関する事業及び情報処理、情報提供サービス業
- (4) 環境保全、公害防止、各種産業用装置及び建物におけるエネルギー利用効率化、電気、熱、電気通信、都市開発、地域開発、海洋開発等に関するエンジニアリング及びコンサルティング
- (5) 電気工事、電気通信工事、土木建築工事その他の建設工事の請負並びに建物及び構築物の設計、監理及び保守
- (6) 河川、上下水道、リサイクル等に関する施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (7) 廃棄物の処理及び再生利用に関する事業並びにその再生品の販売
- (8) 温室効果ガス排出権の売買及び仲介並びに植林業
- (9) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウその他ソフトウェアの開発、売買、供与及び仲介
- (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び利用
- (11) 前各号に関する調査、研究、技術開発並びに機械、器具、装置及び設備の製作販売
- (12) 経営上必要と認める事業への投資
- (13) 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店)

第3条 本会社の本店は、東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、6億6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第9条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 本会社の定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会は、東京都区内において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。

4 本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第14条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、使用人1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 本会社に12名以内の取締役（監査等委員であるものを除く。）を置く。

2 本会社に4名以内の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）を置く。

(取締役の選任決議)

第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 本会社に、社長 1 名、必要に応じ、会長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

2 社長は、会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役（監査等委員であるものを除く。）若干名を選定することができる。

4 社長は、取締役会の決議に基づいて、会社の業務を統轄する。

5 社長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）がその職務を代理し又はその職務を行う。

6 会長を選定した場合には、第 13 条及び第 21 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

3 取締役会を招集するには、会日の 2 日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

4 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

5 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役への委任)

第 22 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 27 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 28 条 本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第 29 条 本会社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間等)

第 31 条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。

2 金銭による剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 本会社は、第 70 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

2 第 70 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款（以下「現行定款」という。）第 30 条第 2 項の定めるところによる。